

与那原町告示第 62 号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び与那原町契約規則第5条の規定を準拠し、次のとおり公告する。

令和8年8月20日

与那原町長 照屋 勉



1 入札に付する事項

- (1) 業務名 与那原町キャッシュレス対応タッチパネル式券売機整備事業
- (2) 設計価格 3,337,400円（税込）

2 入札日時及び場所

- (1) 日時：令和8年9月4日（金）午後2時
- (2) 場所：与那原町役場 2階 会議室201

3 入札に必要な書類を掲示する場所

与那原町ホームページ（ホーム下部 役場の情報・入札契約情報）

4 開札日時及び場所

- (1) 日時：令和8年9月4日（金）午後2時30分 ※入札終了次第開札を行う
- (2) 場所：与那原町役場 2階 会議室201

5 入札保証金に関する事項

与那原町契約規則（平成22年規則第8号）第9条第2号により免除する。

6 前金払その他契約金の支払方法及び条件

代金の支払いは、完了検査後に請求を受けた日から30日以内に行う。

※前金払、部分払及び概算払はなし。

7 入札の無効に関する事項

次の各号いずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (3) 同一事項について2通以上の入札をしたとき。
- (4) 入札金額の記載に訂正があるとき、又は金額が不明瞭なとき。
- (5) 入札書に記名押印がないとき。
- (6) 入札に関し不正な行為があったとき。
- (7) 与那原町契約規則（平成22年規則第8号）の規定又は入札条件に違反したとき。

8 その他

- (1) 入札参加資格の要件については、「共通入札説明書」に記載。
- (2) 共通入札説明書及び仕様書を熟知のうえ入札に参加すること。